

石狩市立小学校及び中学校通学区域審議会・会議録

日 時 平成14年11月8日(金)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後5時20分

会 場 第1委員会室

傍聴者 14名(マスコミ関係者含む)

委員の出欠状況

委 員 氏 名	出 席	欠 席	備 考
委員長 岡野 稔			教 員
副委員長 豊原 正			
委 員 三國 哲男			
委 員 佐藤 壽治			
委 員 小林 晴美			
委 員 鈴木 徳子			
委 員 小山 浩満			
委 員 相田 芳男			
委 員 茅野 智恵			
委 員 沖田 勇			教 員
委 員 上野 正二			教 員
委 員 岩田 博明			教 員
委 員 太田 孝志			教 員

会議出席者 (教育委員会事務局)

棚橋 生涯学習部長

吉田 管理課長

阿部 学校教育課長

百井 地域教育推進室参事

蛭田 教育総務担当主査

伊藤 教育総務担当主任

1. 開 会

(岡野委員長) 只今から、第4回石狩市立小学校及び中学校通学区域審議会を開会いたします。

2. 岡野委員長挨拶

ご多忙の中、審議会にお集まりいただき有難うございます。

本日は、10月21日第3回審議会の結果を踏まえまして、通学区域変更に伴う諸課題について審議・検討を行いたい。最終的に、審議会としてどうあるべきか検討しながら、審議案(答申案)まで作成したいと思います。宜しく願いいたします。

3. 報告事項

(岡野委員長) 審議結果の確認等の前に、2点程お話しをさせていただきます。

一つ目は、「たたき台」と話している部分を、今後、「資料」とすることを確認させて下さい。二つ目は、10月21日の第3回審議会開催後、28日に南線小学校の保護者7名の方から連名で委員長宛てに要望書が提出され、内容としまして、第4回審議会開催前に「父母の意見を聴く会」の開催をしていただきたいということです。審議委員の方と相談し、時間的なこと、組織的なこと等を考え、開催できないことを(要望書提出者に)伝えました。その後、11月1日に南線小学校PTAとして同様の要望がありました。これも同じように相談し、時間的なことと教育委員会が答申後「意見を聴く会」を開催することが明示されているので、時間的に集まり開催することが非常に難しかったため、開催できないことを伝えました。

昨日、南線小学校PTAで通学区域変更に対してアンケートを実施し、討議の参考資料として欲しい旨、要望をいただきました。私は、当該学校なので参考にするため、良いのではないかと思い、本日、資料として付けさせていただきました。

PTA会長として、(佐藤)委員がおられますので、ご説明願います。私たち委員として、参考という程度でおさえさせていただくということで、アンケート内容を掻い摘んで説明願います。

(佐藤委員)「南線小学校PTAによる通学区に関するアンケート」結果の資料説明

1日にアンケートを発送し、6日を集計日として実施した。

対象地域とされている所帯が、100世帯あり、回収率は82パーセントありました。対象地域のみ無記名で実施。

意見集約(主なものを取りまと発表)

- ・紅南小、南小であろうと近い方に転校したいことを望んでいることが、多く記載されている。
- ・危険ゾーンがある部分は、改善していただきたい。
- ・現在、南線小学校へ通学するより遠い学校になるという意見が多く記載されている。
- ・スクールバスを出して欲しい。
- ・もっと子どもの立場に立って考えて欲しい。

- ・この問題は、南線小学校だけでなく石狩市全体の学校区編成ということであれば、納得するが、それぞれの近い小学校に通学できるように全体再編成して欲しい。
 - ・9月26日南線小の公聴会の時には、白紙状態だったものが、わずか1ヶ月半余りの間で、11月4日第4回審議会で最終答申が出るまでの期間が短かすぎる。
 - ・全体に無計画すぎる。
 - ・校区変更が必要であれば、新1年生からを対象とすべきである。
 - ・修学旅行、卒業を迎えている6年生に対する特例事項を考えて欲しい。
 - ・一つの家庭に、樽川中、花川北中生徒を持つことになり、学校行事がぶつからないように配慮して欲しい。
 - ・プレハブ教室でもよい、できれば、増築を希望する。
 - ・情報が乏しく、不安である。
 - ・保護者の要望
- 「A保護者の意見：何故急に、この地区になったのでしょうか。児童数の推移予定は、分かっているはずなのに、何故、紅南小学校といえるのでしょうか。仲良しの友達と別れ、頑張っている少年団を退団し、今よりもっと遠い学校へ行かなければならない。子どもに、その理由をどう説明したらよいのでしょうか。もっともっと、大人の都合でなく子どもを犠牲にすることなく、父母の意見をきき入れて欲しいです。」
- 「B保護者の意見：これからは人数が増えるから、あんたはこの学校から出て行きなさい。そこに住んでいるのが悪かったでは、済まされない問題です。」
- ・このアンケートの中で、総じて言えることは、南線小学校が一番良い、安心できる。今現在、大きな問題はないし、いじめ、登校拒否もない。イメージも良い。南線小へ行くのが楽しい。ここで卒業したい。先生も良い。親子三代続いている。卒業アルバムに載りたい。等々、ここに報告させていただきます。

(岡野委員長) これについては、討議をいたしません、質問はありませんね。

3. 報告事項 (1) 前回(第3回審議会)の確認をしていきたいと思います。

前回(第3回審議会) 前提事項として、「南線小学校の児童数の増加に伴う、教育環境の悪化の改善は、増築や新設ではなく、通学区域の検討によって改善すると、従って、私たち審議会は、通学区域等について諮問されたと。」

「平成15年度には、教室が不足することから、緊急であることを踏まえて話し合った結果、一つが、資料の通学区域の変更区域について、全てを紅南小学校の通学区域とすることが望ましいと確認されたと思う。実施時期については、平成15年4月から実施の方向とすることが確認されたと思う。」

本日は、付帯事項について、第4回審議会において審議、検討、決定すると。

4. 審議事項

(1) 変更に伴う課題について

学年について：変更対象学年について話し合いをしたいということ。これが付帯事項。
地域の社会教育活動について：具体的には、サッカー少年団、野球少年団、リコーダークラブ。

中学校通学区域との関連について：課題として話していきたい。

通学路の安全性について 通学距離について：第2回の審議会だったと思いますが、話し合ったと思いますが、改めて確認しておきたい。

その他：その他配慮事項があれば、話していきたい。

今日の変更に伴う諸課題を話し合い、もう一度全体を見直したいと思います。

見直しながら、答申について話していきたいと思う。

答申については、(議案)(2)答申について 内容 通学区域の変更・変更時期・変更に伴う課題ということを確認しながら、やっていきたいと思います。

これを、どのように答申案にまとめていくか、構成ということで話しをします。

こういう審議の流れでやっていきたいと思います。

4. 審議事項 (1) 変更に伴う課題について

(岡野委員長) 変更対象学年(児童)について、どのように考えていけば良いのか。ご意見をください。

(佐藤委員) 平成15年度の6年生、現在の5年生は、24人が対象となっており、該当地域で卒業できないこととなる。 関る事項として、修学旅行、卒業ということが含まれる。 卒業する子どもたちを対象とした学年の捉え方、選択できるかできないかと。自由選択できるのかどうかということと、新1年生この地域での対象者：平成15年度22人、平成16年度24人、平成17、18年度は各21人。自然増を除く。

来年度から実施した場合、新6年生を対象とするか、新1年生から対象とするか、考えるべきと思う。

(岡野委員長) 今、佐藤委員が言われたのは、新1年生のみ通学区域を変更するという意味ですか。

(佐藤委員) 新1年生を対象にして通学区域を変更していただきたい。

(岡野委員長) 2年生から6年生については、南線小学校におくということですか。

(佐藤委員) そういう考えです。

(岡野委員長) 新1年生のみを。

(佐藤委員) 平成15年度新1年生として入ってくる児童を、対象の区域に入れる。

新6年生24人が、対象地域に入っている。 その児童を、例えば、自由選択と。

(岡野委員長) 1年生から5年生までは、新学区にし、6年生だけ考えよう。

(三國委員) 前回話した問題で、高学年(5年生)をどうするのかと、まず、案として。

新1年生は、当然新しい通学区域となり、問題ないと思う。

(岡野委員長)三國委員は、新1年生は問題なく新しい学区でやった方がよいと。

新6年生は、考えようという意見ですね。

(鈴木委員)新1年生から学校変更すれば一番良いと思いますが、兄弟の関係で、片や高学年で南線小、片や新1年生という方もおり、紅南小で、バランスがとれていいのかなと。家の中で、二人が二つの小学校でいいのかなということもありますが、ただ、新1年生から対象にした場合、教室は対応できるのかという問題なのです。

今ある教室で対応できるのであれば、それが一番いいのかもしれませんが。

(岡野委員長)事務局で調べていただけますか。新1年生だけで、対応できるのか。

(佐藤委員)今、付帯条項の事で(の審議を)やっているのとらえていいのですね。

(岡野委員長)変更に伴う課題とおさえて下さい。

(太田委員)審議会の当初の目的が、南線小学校児童の教育環境の改善ということですから、その中で、ベストな区域を前回審議しましたが、それに基づいて速やかに実施することが望ましいと考えます。条件を沢山付けることによって、学級数、児童数の問題が、改善されないようなことになったのでは全く意味がなくなると思う。従来は、通学区域の変更に関係なく転出・転入の時に、家庭の事情があった場合には、教育委員会に申請して、特別な事情があれば受理されていました。卒業学年の時には、配慮されていました。同じように、卒業学年に配慮することを中心に考えていけばよいのではと思う。全部の学年について広めていくと、グチャグチャになる。

(岡野委員長)改善なされなければ意味がないと。

(佐藤委員)南線小学校が、来年36人増えるとして、クラスが、あと会議室を開放すると、1クラスが何とかできる。その後、2、3クラス増えていくと推移し、平成15年度としては1クラス分、それに見合った分残ったとしても解消できると思う。

現在、874人いて36人増えたら、とりあえず対応できる。それ以上70人くらい増えると対応できない状態です。

(太田委員)それは、特別教室を全部教室に転用した部屋数が、あるというだけですね。

普通教室に戻す分には、もっと児童数が減らないと特別教室は戻らないということですね。

(岡野委員長)確認したいのですが、諮問された時には、今年度(教室が)余っているが、それはパソコン教室になり(教室が)なくなると、来年後からは空き教室はないと。特別教室をつぶさなければならない、急を要すると。根底に、子どもたちの体験的学習が非常に大切にされて、特別教室を使いながら体験させて、キッチリ教育を受けさせたい。だから、特別教室を潰してまで教育環境を悪くしたくないというのが、前提としてあったと思う。そのことをおさえながら、今、話しを進めていきたいと考えている。

(佐藤委員)できれば特別教室、パソコン教室を潰してまでということは考えたくないが、今回対象区域となっている児童が150人前後おり、平成15年度から150人程度の児童数が減るとすると、例えば、付帯事項を3つでも4つでも付けていただいて、もし100人残ったとしても問題はないという意味です。

(岡野委員長) 確認したいのですが、第2回審議会の時に、南線小学校の空き教室は1ですと。現行は24クラス、パソコン教室に使用するので、平成15年度には25学級になり、これではまずいというのが提示され動いていると思うのですが。

(吉田課長) 新1年生のみ紅南小学校に行くとなると、クラス数としては変わらない。

(岡野委員長) 駄目だということですね。学級数が多くなり無理だということですね。

新1年生だけでは、解決できませんと。

新6年生(今の5年生)については、自由選択ということが出てきていますが、自由選択がどういう意味かを踏まえなければならないと思いますが、その点どうですか。

(沖田委員) 現6年生の扱いはどのようになりますか。今度、中学校に進学しますが、残る兄弟関係の部分で、今、南線小児童は樽中に行きますね。対象地区の子で兄弟のいる子については、卒業生は樽中へ行くが、今いる兄弟関係はどうなるのか。

親の選択になるのか。

(岡野委員長) 今、対象(学年)をやり、中学校通学区域との関連で微妙なところであり、6年生の関係の考え方をまとめ、次に、中学校の方を話し合っていきたい。

同時に話し合いはできないので、今一応、中学校のことを考えないで、新6年生は配慮した方がよいのではないかと、他に意見ありませんか。

(佐藤委員) 付帯条項として提示したいものが他にもあります。

平成15年度の6年生(現在の5年生)について、修学旅行、卒業を考えると、この児童に選択できる特例(変更になったとして実施されても選択の自由有り)を、付帯事項としていただきたい。

平成15年度の6年生の弟妹が対象区域に入っているのが10人います・・・。

(岡野委員長) 発言中すみませんが、今、そのことを話してはいません。付帯にするかどうかというのは、審議案をどうするのかということなので、今、通学区域を決めたと、その区域の中の子どもたちをどの対象にするのかを考えています。付帯とは関係ありません。

新6年生について、自由選択という意味も出てきていますが、話しをしたいと思う。

(佐藤委員) 自由選択の意味として、私が思うには、平成15年4月から新6年生に対しては、この学校(南線小)から卒業できるように自由選択を与える、異動しても良いという児童は移ってもいいし、卒業したいという児童はもう1年いてもいいですよという、自由選択ですという意味です。

(岡野委員長) 校区からいうと紅南小学校だけれども、南線小学校に行きたいという意志を示した場合、それは(南線小へ)行けるようにしてあげたいと、それが自由選択であるととらえてよろしいですか。

(太田委員) 児童の安全とかを最重点に考えられるべき問題ですから、自由選択ということは問題があるのでは。新6年生については、平成16年度から完全実施と、それまでの来年1年間については、暫定期間つまり南線小学校にそのまま残ってもよいと。

自由に選択をするということについて抵抗があります。

- (岡野委員長) 残ってもいいということは、結果的には選ぶことと同じですね。
- (鈴木委員) 兄弟も付いてくる訳だから、親としては6年生だけと考えないかもしれない。
- (岩田委員) 6年生がどちらに行くかを決めるのは、自由でいいかなと思います。
- 現在、6年生、中学3年生についても、特別な事情がある場合、違う校区から通える。
- 今回は、特別な事情という判断は非常に難しいかなと。それであれば、ある程度自由な選択の機会を与えるべきと思う。
- (茅野委員) 6年生に関しましては、自由にさせてあげたいと思う。
- 授業のクラブ活動が、4年生から始まり、周りを見て、5年生になったらこのクラブに入ろうかという思いがあって、最後の学年になると、情報量の少ない学校で最後の学年のクラブを選ばなければならなかったり、児童会活動のこともあり、可哀相な気持ちになる。6年生に関しては、自由選択にしてあげた方がいいと思う。
- (岡野委員長) 強制はしない方がいいということ。
- (小山委員) 基本は一括で、特例として6年生だけは認めるという言い方がいいと思う。
- (沖田委員) 答申の形としては、原則的な部分で推さないといけない。自由選択より特例の方が良いと思う。
- (岡野委員長) 原則、強制しない方がいい、特例もあるという程度におさえおいて、次に入ります。次に、兄弟の部分についてどう考えていくか。
- (佐藤委員) 対象の新6年生24人の姉妹は、平成15年度10人この地区にいる。
- この兄姉が(南線小学校に)残る場合、その弟妹が別の学校になってもいいという家庭もあると思うが、できれば同じ学校に行かせたい家庭は、特例として1年間の期限を切って、1年間だけ同じ南線小学校へ通学しても良いという自由選択であるべきと思う。
- 平成15年度1年間は、上の6年生と例えば2年生、1年生の3人いた場合、3人とも1年間南線小学校に通い、平成16年度からは紅南小へ行くと。1年間の期限付きになると思う。特例事項に入れておくべきと思う。
- (三國委員) 今、話しているのは、原則一括して、区域が変わるという。問題は、高学年に対してどうしようかと(新5年生を)。新5年生に対しては、特例を付けましょうと。但し、4年生以下は、原則的に学区が変わる。
- (岩田委員) 親の立場として考えた時に、小学校が別々ということはやりにくい面がある。
- 兄弟についても、その人数(10人)であれば可能かなと思う。
- (小山委員) 対象児童が4年生の場合、また、最後の1年という問題がおきてきます。
- 決めることは決めて、対象にするのは新6年生だけに限る。兄弟で分かれるのが嫌な場合、新しい学区に行けばいいと思う。
- (岩田委員) 私も、条件として1年間が必要であると思う。
- (太田委員) 今、6年生だけ特例が認められてて、その下の子は、転居しても認められていませんので、それに合わせると新6、5年生だけとか特例は、現状と同じようにしないと、他の学年も特例として認めて欲しいとの論議になると思う。

(岡野委員長) 中学校をどうするのかという問題に入っていきます。

現行の規則は、「小学校の通学区域を中学校の通学区域とする」となっている。

現行は、南小児童は南中、南線小児童は樽川中、紅南小児童は北中へという通学区域となっている。

ホワイトボードでの説明 原則：現6年生 北中

(佐藤委員) 中学校が2校(樽中・北中)に分かれると、運動会等学校行事が重なることとなり、その点を配慮願いたいということが、アンケートに出ている。

(沖田委員) 小学校の卒業と中学校のことを考えると、特例がないとすると、現5年生は北中へ行くが、特例で南線小に残ったとすると、南線小を卒業したから樽中ということになると思う。

(岡野委員長) それは、違います。卒業した学校で、(中学校が)決まるのではなく、通学区域で決まるのです。その小学校の通学区域に住んでいた時、中学校が決まる。

(沖田委員) 中学校の通学先は、現5年生以降は、北中へ、現6年生は本来、北中けれども、卒業のことを考えて樽中と北中の選択制を特例として付けるのか、特例がなく全部北中へ行くのかおさえるということですね。

(鈴木委員) 現6年生が卒業し、通学区域が決まった時に、新1年生が北中で、兄弟がいる時、樽中と北中に別れると。親の立場からは、子どもも兄弟一緒の中学校がいいと思う。

(佐藤委員) 石狩市全体で学区編成をするということであれば納得するとのアンケートもある。

(小林委員) 根本的に考え方が違うので、色々お話しを聞いてからと思っていた。

(佐藤委員) 中学校の校区の判断は難しい。

(三國委員) 中学校の問題は、今まで出てこなかった。

(岡野委員長) 討議はしていません。変更に伴う課題として、考えられますと出しており、それについて話し合いをしましょうと。具体的には、初めて出ました。

(茅野委員) どこで区切るのかという問題で、今度中学生になる生徒を、北中にすると、上の子と違う中学になると。

(佐藤委員) 南線小調査 対象地区6年生の弟妹

- 小5：2人 小4：3人 小3：2人 小2：2人 小1：1人 計10人

(佐藤委員) 同じ家庭の中に、樽中、北中の生徒が混在しないようにして欲しい。希望です。

(岡野委員長) 審議委員の中で、中学校の件を変更に伴う課題としてとらえたが、ここで望ましいという検討をあげていますが、どうですか。

(小山委員) 来年、南線小24人中、南線小に12人が残った場合、12人が北中に行き、他の子どもは全員樽中に行く。残った方が、可哀相に思う。

(佐藤委員) クラブ活動の関係、1年間別の学校で活動することとなると、特例として選択する自由を認めて欲しいという項目を、特例事項としてあげていただきたい。

期限1年限定として、その他特例事項として、南線小学校に非常に愛着心をもっている、特にこの学校（南線小）に残りたい場合と、登校拒否のある子、子どもの性格上から他校へ移ることが望ましくない子をもつ家庭、通学距離が非常に遠くなる、通学区域が非常に危険になる子の家庭等、全て1年限定で南線小に残るといふ特例も認めてあげてはどうかと思います。但し、1年限定です。

（岡野委員長）全ての学年に特例を認めてあげてもいいのではないかという意見ですね。

（鈴木委員）今おっしゃったことは、新6年生、兄弟以外のことを言っていますね。

新6年生の弟妹以外の学年のことを、言っていますね。

（佐藤委員）150人の児童の中の一部なので、人数は未定。

（岡野委員長）内容的に確認したいことは、個々の子どもに対することではなく、南線小学校の新6年生全員にあたるため、特例としてのことを考えるということ、今考えていると思う。

【休憩：15:20～15:30】

【再開】

（岡野委員長）現小学6年生の心情などいろいろ考えると、大変でないかと思う。

判断材料として、資料は少ないかもしれないが、子どもの立場にたち、子どもたちは、きっと南線小学校を卒業したら樽川中へ行くと思っている。

親も子も大変なことだと思う。特に、子どもたちは。

4月1日から（実施ということ）これを答申として出した以上は、何か考えない以上は、自然にこんな風になる。私としては、これを避けてあげたいと思う。

（小林委員）先程も言ったとおり、根本的に教育委員会に諮問されたことを審議し、答申をする場であり、教育委員会のやり易いように決める場ではなく、多少無理があったとしても、地域の方とか実際問題になっている地域の方とか、保護者、子どもたちの視点をまず大事にしたいと思う。結論から言うと、今までの経緯等を考えると、色々新聞報道もされ、意見を聴く会を開かせていただいて色々なご意見も伺い、アンケートを見ますと、一番感じるのは、最初に、教育委員会が通学区域について考える場合に、かなり無理があったと思う。15年度からお願いしたいということでも、無理があり、これを進める上で、矛盾、メリット、デメリットが出てくると思う。暫定処置として、急に15年度から実施しようとするを1年間だけでやろうということに無理があったので、その措置として、救済措置という意味からも、その地域の方に被害者意識が強いと思う、できるだけ少しでも改善してあげられるような救済措置だと思う。そういう救済措置を講じてあげるべきと思う。教育委員会の責任として、キチットやっぴかなければいけないと思う。

私が考えるのは、1年間は暫定措置として選択権を与えると、その範囲としては、新6年生と新中学1年生と付随した兄弟姉妹、少年団関係、リコーダークラブ、野球、サッカー少年団の子どもを含めた中で、選択の余地を設けてあげるべきと思う。

その際、デメリットもあることを、話し合いがなされた中で、親、子どもが選択して

- いくことを残してあげて欲しい。あと、人数的なもので不可能となるのであれば別ですが、可能であればできるだけ選択肢を広げてあげて欲しいと思う。親に、メリット、デメリットを承知してもらった上での選択肢を設けてあげるべきではないかなと思う。
- (岡野委員長) 選択制をとるとしたら、大変なこと、きかなければ改善に結びつくかどうか分からないため、私たちは、期限をきられ観点を決め検討しようとしている。
- (小林委員) 後は、教育委員会と地域の方々が、具体的個別に話し合う機会を設けるといことが、「地域教育通信」に載っていましたね。その中で、「この答申が出された後も、教育委員会として皆さんの意見を聴く会を開催します。また、個々の児童や家庭との状況を大切にすため、全体的な意見を聴く会に加え、個々に対応する機会を設けていきます。」という方針が示されている。
- (岡野委員長) 私たちは、原則的に集団として取扱い、一般的な子どもたちの対応についてとらえている。
- (小林委員) 具体的には、期間は1年間だけで、新6年生、新中学1年生とその兄弟については選択権を、親に与えるという考え方、これに付随して少年団、リコーダークラブ関係も考えると。
- (岡野委員長) 小林委員が言っているのは、結局、原則論としていくのではなく、自由選択でいいのではないかという意見ですね。
- (佐藤委員) 新6年生に対しても、自由選択を与えてもいいということ、ここで決めたことになっていませんね。
- (岡野委員長) なっていません。まだ、何も決まっています。方向としては、原則として行く、特例として考えようとしている。
- (沖田委員) 今の対象地域になっている中学1、2年生は、今、樽川中へ行っていますが、区域変更となった時には、原則的には、平成15年度から花川北中に行くことになるのですね。
- (岡野委員長) この子どもたちは、入学時に樽川中なので、そのままということで(樽中) でしょうか。
- (三國委員) 地域の問題ですね。
- (棚橋部長) 現在、樽川中に通学している生徒で、今回小学校の校区見直しに際し、花川北中学校通学のエリアに入った生徒は、基本的には樽川中学校と考えていますが、これを位置付けるためには規則改正の中で、樽川中学校へ通っている生徒については、改正があっても従前の例によると、一言謳った形で整理することになります。
- (岡野委員長) 確認しますが、現樽川中1、2年生は、そのまま樽川中学校に従前どおりとすると。
- (小林委員) 新しく中学生になり、クラブ活動、進学のこと、友人関係など個々の問題があり、大事な時期でもあり、今の6年生に対しては考えてあげる必要があると思う。
- (岩田委員) 今の6年生は、樽川中に行くものだと思っていた。樽中に行かせてあげたいと思う。

(鈴木委員) 保護者と子どもの関係で、将来的なこともあり、下の弟妹が北中へ行くことになることになれば、北中に移りたいという親がいれば、認めてあげてもいいと思う。全員が行っても構わないし、逆の時もそれを認めてあげてもいいと思う。

(岡野委員長) 6年生については、樽川中が原則とし、特例を望む場合もいいと。

5年生(通学区域変更の対象地域)については、どうしたらよいでしょうか。

(小山委員) 原則は逆ではないですか。 原則は北中で、特例で樽中もいいと。

今の1、2年生も特例でいいと。

(太田委員) 平成15年完全実施、1年間だけ6年生に特例を認めるという立場で、先程の中学生への配慮があれば、南線小に特例で残った児童は樽中へ行くことを認めてあげてもいいと思う。 1年間だと、中学校3年卒業しても、中1か中2に弟妹が残り、1年後には北中となると、中学校が分離することとなる可能性もあり、中学校区の完全実施の特例を2年間付けた方がいいと思う。 樽中に兄弟がいるうちは、樽中に通えるようにしてあげる。

(佐藤委員) 我々審議委員が、難しい部分を審議しなければならないのか。

(鈴木委員) 5年生も兄弟のことが絡んでくるのですが、通学区域で考えた上で、親がどちらかを選択するのは、規則からみると、通わせたい学校を親が教育委員会に書類を提出して認めてもらうことでは駄目なのですか。

(岡野委員長) 原則を生かすと。

(鈴木委員) 今の5年生の時には、保護者と本人と教育委員会で交えて話し合いをした方がいいと思う。

(小山委員) 今問題なのが、特例として南線小学校に残った児童で。 紅南小へ行った子どもは、必然的に北中へ行くと。

(岡野委員長) もう一度確認すると、現6年生は特例として樽川中学校に行くと、原則は北中だけれども。

石狩市立学校通学区域規則施行細則(平成2年教育長決定)第2条をみて下さい。

「参照 第2条 規則第3条ただし書の「やむを得ない事由」とは、次の各号のいずれかに該当する児童生徒とする。」

通学すべき学校の指定はありますが、ただし、やむを得ない事由があるときはその限りではないという規定がある。 いじめ等特別な事情がある子、最終学年(小6、中3)の子どもについては、卒業までに限り通学を認めると。

細則の(7)(8)に該当すると思う。今まででてきたものは、これで対応できると思う。

「印参照 細則第2条 (7) いじめその他の事由により指定校以外の学校へ通学を申立てる場合で、学校長及び教育長がやむを得ないと認める場合

(8) その他教育長が特にやむを得ないと認める事由により、必要な期間に限り通学を申立てる場合」

- (棚橋部長) 細則第 2 条で謳われている部分は、基本的な指定校以外に移る場合のもので、例示されているものと、個別の内容によって一概に言えない部分については、個別に学校長の意見、教育長と教育委員会との中で話し合った結果、妥当と判断されれば認めるといことです。
- (岡野委員長) 個々については、そういう対応をしていただいて、審議会としては、6 年生とか 5 年生全体を考える場合の対応です。
- (三國委員) 細則第 2 条 (8) が適用されればいいのではないか。
(8) は広範囲なので、個々の問題に対応することでいいのではないか。
- (棚橋部長) 先程から話しで出ている特例と細則で謳っていることは、全てイコールとはいえない。
- (岡野委員長) 今まで話し合った、「対象学年」「兄弟」「地域の社会教育活動」「中学校通学区との関連」まで、よろしいでしょうか。
4 . (1) に入ります。
「 通学路の安全性について」は、第 2 回審議会の時に若干話しをし、「 通学距離について」も、話し検討したところです。
この件について、前 2 回で話し合ったので、総合的におさえます。
その他のところに入ります。
- (佐藤委員) 通学距離については、南線小学校より遠い学校に行くことになる家庭が増えてくるので、その辺をどうするのか多少考慮に入れて欲しい。
- (岡野委員長) 第 2 回の時にもう考慮に入れていきます。 距離について、どの位近くなったり、遠くなったり、どうなるかということは検討しました。 そのことをおさえて、第 3 回の時に総合的に話し合った。もし、異議があれば、もう一度ここで話しませんかということ。
- (小山委員) 花川南小学校に行くとして、距離の話しをしたと思う。
地図を見ると、(距離的に) たいして変わらないと思う。
- (棚橋部長) 第 1、2 回で出した距離の部分と全て紅南小に行くことを仮定した場合の距離数については、調査済みなので配付いたします。
- (吉田課長) 第 2 回目の時に図面を、それぞれお配りしていますが、そこに番号を付けていますが、第 1 回目で、距離が最大で花川南小 1 . 7 k m が一番長くなり、紅南小へ移った場合でも、最大で 1 . 7 k m という距離になります。
変更により、距離的に近くなる人と遠くなる人は、必ず出てくるかと思う。
- (岡野委員長) 前回までは、安全性、友人同士離れさせないで欲しいとかという価値観に基づいて、距離についてそんなに問題ないということだったと思う。
- (鈴木委員) 花川通りを通過して紅南小へ行くのですか。5 丁目通りをきて、花川南 1 4、北 1 - 4 の所を。
- (太田委員) (地図上の番号) 2 3、2 4 の所は、通学路になっており、南 2 - 4、1 - 4 の子は 3 3 番の所の信号 (ガソリンスタンド、リプロの所) を渡ります。

(小山委員) 南線小学校と紅南小学校の距離を比べると差がないけれども、花川南小学校と比べると結構な差になってくる。

将来的なことを考えると、紅南小へ行った方が丸く収まるのかなという気がします。

(小林委員) 単純に、距離のことを考えると、区域という形でおさえられている以上は、ギリギリの所の人、距離についてはのむしかないかなと思う。

安全面で、できるだけ防風林を通らない、交通量の多い問題となっている5丁目通りを通らせないようにするとか、気を配って欲しい。

(岡野委員長) その他 子どもたちへの配慮の問題を出して下さい。

(佐藤委員) 今までの審議の中で、新中学1年生は、樽中へ行けるような選択が望ましい事項となり、新6年生とその弟妹は特例事項として載せるのかどうか。

(岡野委員長) それについては、答申のところで話します。

(佐藤委員) 今回の校区変更に関する事で、細則に(第2条)に9項目目として付け加えることを、教育委員会として考えていただければ、やむを得ない事項の範囲を広げていただきたいことをお願いしたい。

(小山委員) 異動する生徒に対して、やむを得ない事由に全て入れて欲しいということ、今、言われたと思う。

(棚橋部長) 今回の諮問にあたって、基本的に通学区域の見直しということで審議していただいており、その範疇で皆さんの意見を反映した中で、規則を改正する形にしたい。

細則については、従前から定められており、これに対応できるものは、個々の問題はこれに対応させていただくことですので、通学区域の見直しと規則改正とイコールではないと。兄弟等に関しては、規則改正の中でどう取組めるのかという視点で検討していき、個々の例の中で、細則で考えられるものは、場面で出てくると思う。

(小林委員) 来年度、早急に変更が実施される中で、間に合うのですね。考慮していくという取り決めについて。

(棚橋部長) 基本的に、答申をいただいた後、速やかに教育委員会として関係住民を対象に意見を聴く会をもち、これを受けて最終的には教育委員会議にかけた上で決定させていただくことになっております。答申で、前回までに確認されているような項目をいただきましたら、当然、その時期を反映できる形で手続きを進めていきたいと考えています。

(岡野委員長) 使用教材、PTA会費、修学旅行等の問題についても、十分配慮してあげた方がいいと思う。教育委員会は、両校の校長に配慮事項として子どもたちが困らないように伝えて欲しい。

(沖田委員) 樽川地区の宅地造成により人口が増え、児童数も増えていくとすると、2年位の部分は見通しがもちましたが、それ以降樽川地区の人口が増えて、また、南線小学校が今の状態と同じになるとすると、一過性の審議になったような気がする、近い将来樽川地区がどのような人口増の見込みとなるのか、教育委員会としての見通しを早目に、毎年毎年チェックしていかないとまずいと思う。将来的な展望も持っていた

きたいと思います。

【休憩:16:30~16:38】

【再開】

(岡野委員長)「(2)答申について」というところを話したい。

答申案については、誰が読んでもよくわかるようにしたい。

【ホワイトボードでの答申案の説明】

答申案作成にあたっての構成： 経過 - 内容 - 付帯事項 - 終わりに

今まで審議してきたことを、ここに網羅していきたい。

答申案の構成

- ・経過 - 実態、前提、審議経過
- ・内容 - 通学区域、実施時期(望ましいと)
- ・付帯事項 - 変更に伴う課題、特例事項
- ・終わりに - 時期の問題、反省について

【資料 P1~P5についての説明】 別添の資料参照

(岡野委員長) 課題について、今、私たちが話し合っていたのは、大きくいうと次の2点
とっている。

1. 対象学年について

2. 中学校通学区域との関連性について

(小林委員) 具体的に主に考えられるという形を載せる必要がある。

(岡野委員長) 構成はこれでよろしいですか。

(佐藤委員) 確認ですが、南線小学校に残れる新6年生の選択に関して、付帯事項となる
のか、内容変更に伴う経過となるのか。 新6年生の学校を選択できるということが、
どこかに載りますね。

(岡野委員長) 原則としては、通学区域ですよ。 特例として、そのようなものが。

(佐藤委員) 新6年生の弟妹が同じ学校に通えることができる選択も、特例として載るの
です。 限定は、1年として入れてもらえばいいと思う。

(岩田委員) 新6年生の部分については、審議会の委員の皆さんも、ある程度認識できた
と思う。一つの意見として。 ただ、先程の話の流れからいうと、兄弟の部分は全員
の気持ちが一つになっていないと思う。 その部分は、付帯事項とするのか、配慮事項
とするのか分かりませんが、文言としてある程度残しておかないと、不足かなと思う。

(小林委員) 今日の審議事項として、変更に伴う課題について、どの学年からするのかと
か、兄弟のこと、中学のこととかどんどん膨らんでくる。

個々の細かいところは審議できないので、ある程度、1年間は特例措置とすることを
設けると、その特例措置の対象となるのは、新6年生、新中学1年生、その兄弟と、少
年団・クラブ関係に限るとか、そういう形で。 それが、付帯事項なのか、課題なのか

どうとらえていいのか分からない。

(岡野委員長) 考えて下さい。

私は、兄弟、少年団とか、いじめの問題等については、個々に応じて配慮されたいとか、十分配慮すべきであるだとか、そのような言葉でいいのではないかと思う。

細則を十分活用していただければ、十分解決できると、共通認識ができたと思っている。この文章の中に、兄弟がいるから必ず選択、自由になるということではないと。

個々に応じて、そのようなものについて十分配慮されたいという言葉でいいのではないかと思う。

(小林委員) それを、付帯事項という形で載せるということですね。

変更に伴う課題ということは、具体的に、通学路の安全性と通学距離について部分にかかってくるのか。

(岡野委員長) この課題については、対象学年のところ、6年生の課題、中学校通学区域の関連で、新中学1年生を課題として載せる。

対象学年を、新6年生と新中学1年生を課題として載せませんか。後、付帯事項として、いじめ、兄弟関係などを十分配慮されたいと、入れてあげればと。

そのことが、今後、教育委員会の対象地域に行つて説明する際に、十分浸透していただければ解決できると思う。

今、内容と構成についてということは、終わったと判断していいですね。

答申書の内容について、作成についてご相談申し上げたい。

これについては、副委員長が体調を崩しているの、学校関係1名、地域の方1名、PTAから1名、私と4人で責任をもって答申書を作成したい。内容については、各委員には文書で連絡したいと思う。

今後の進め方で、如何ですか。

(佐藤委員) いいと思います。最終答申案が、審議委員全員が必ず目を通して、了解を取るようにした方がいいと思う。

(岡野委員長) 11月13日か14日あたりに、答申をもっていきたいと思う。

早急に相談しながら作成し、文書をFAXで知らせたい。

如何ですか、今の案は。

審議委員全員に配って、意見をいただき、意見が出れば4人集まり考えて、任せてもらうと。

4人のメンバーは、学識経験者として三國委員、PTA関係は佐藤委員、学校の教職員として沖田委員、よろしいですか。

そういうかたちで、進めていきたいと思います。

これで審議を終わりたいと思いますが、何か付け加えたいことはありますか。

【休憩再開】

(太田委員)南線小学校のPTAアンケートについて、紅南小学校の校風等について誤解を招く表現が多くあり、お願いがあります。無記名で、責任の所在がとれないものを、文書で、こういう場所に出されことに非常に遺憾に思います。特に、不登校等で関係機関にお世話になっている児童は、一人もいませんし、現在、紅南小学校は明るい校風です。悪質ないじめ等があるということは、現在協議されている事項については1件もありませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

(佐藤委員)(アンケート結果については)この場でしか配付されておられません。

(沖田委員)通学区域を見直すというところで審議の中に、南地区で南線小が入っている。教育プランの中でも、やがては北地区、若葉小、紅葉山小の統合があると出ているが、情報として流れるので、正しい情報として流れればいいが。

このような情報を、教育委員会として察知した場合、何らかの弁明をしないと、情報が一人歩きして、後で大変なことになるので、これをいい資料として汲み取っていただきたいと思います。

(小林委員)今回の地域教育通信号外で、教育委員会から出されて、これだけ住民の方が関心をもって色々な意見をだされましたが、自分たちの身に降りかかってきて初めて考えるということですけど、日頃から中学校区のこととか、北地区のこととか、まだ、課題があり、関心をもっていかなければならないと思います。

日頃から、私たちに情報としてできるだけ、正しい情報を流していただきたいと思います。

5. 今後の日程等について

(岡野委員長)4人の方と相談しながら、できるだけ早くまとめあげて、答申案にしたいと思います。

(棚橋部長)今回の通学区域の見直しにつきましては、皆様にはPTA役員の意見聴取、意見を聴く会の開催、数回にわたる審議会を通じまして、熱心にご審議をいただきまして、大変有難うございました。これから答申案をまとめられ、来週には答申が出されるという方向性が示され、その答申をいただきましたら、答申を尊重した中で今後の取り進めをしていきたいと考えております。

本当に、どうも有難うございました。

(岡野委員長)私、軽い気持ちで委員長をうけ、後悔もしましたが、子どもたちを相手にする教員という職業で、やはり子どもの教育環境を考えた時に、今、重視しなければならないのは、特別教室をもちながら体験学習させてあげることが大切であるという気がしながら、進めさせていただきました。

皆様のご協力でここまで出来ましたことを感謝いたします。

本当に、有難うございました。

以上で、第4回通学区域審議会を閉会いたします。

6. 閉会